

I 第19回WGの意見等報告

平成27年11月13日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 第19回WGの意見等報告（1）

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料2	マイナンバー（法人番号）に係る対応<3>	<p>（意見）（海上 物流等WG委員） マイナンバー（法人番号）が輸出入者コードとなれば、JASTPROコードの更新をしない輸出入者が出てくるものと考えられ、英文による社名入力から、マイナンバー（法人番号）を検索する機能は、NACCSとして必須と思われる。</p> <p>（意見）（海上 通関WG委員） ①「法人番号情報照会（IIE01）」業務で会社名からNACCSで法人番号がわかるようにして頂きたい（国税庁のサイトで検索するのは時間の無駄。） ② 法人番号のある会社に関しては、税関発給コードが次期NACCSでも継続して使用できないか。今まで無料だったのに今後社名変更になった際に、通関業者の手間を無くすためにJASTPRO（有料）に入り変更するというのは、輸出入者も承服しかねる可能性がある。 ③ 従来の輸出入者コード（税関発給、JASTPRO）と法人番号の紐づけ（有料）の依頼をJASTPRO等からお願いできないか？②でも記載したが通関業者の手間を無くすために、輸出入者が紐づけの依頼（有料）をしない可能性がある。 ④ 法人番号と従来の輸出入者コードを紐づけた場合、今までの税関システム内の通関の実績のデータも紐づくのか？また、税関発給コードからJASTPROに変更した場合も過去の蓄積は生かされるのか？生かされなければ審査区分が「2」「3」となりスムーズな通関ができにくくなることを懸念する。</p> <p>（意見）（関係団体）（海上 物流等WG委員） ① 現在の税関発給コード利用荷主に対して、 ・ 関税消費税の延納・口座利用不可 ・ NACCSにおける他法令届出不可 ・ 回避策は有償JASTPRO登録のみ となると、税関発給コード利用荷主の不利益だけでなく、通関業者の業務運営にも支障が出ることとなる。税関発給コード利用者に対する不利益が無い様、改善を望む。 ② 税関発給コードによる口座利用が不可となると、現状でも行われているが、通関業者等がリアルタイム口座を利用して関税等を立替えるケースが増加する懸念があるのではないかと？ ③ 通関業者等がリアルタイム口座を利用して関税等を立替える事は不可能となるのか？</p> <p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員） NACCS登録の有無に関わらず法人番号による申告が必須であれば、運用は困難と考える。また、昨今の情報漏えいへの危惧から、輸出入者への確認行為自体が出来ないケースも発生すると思われるため柔軟な運用が必要と考える。</p> <p>（意見）（関係団体） ① 2017年10月から法人番号を入力する企業は、法人番号、英語表記のない社名、住所だけの国税庁DBでの運用になるが、国税庁DBは法人番号を入力しても社名が表示されない、また社名、住所の英語表記が登録されない仕様となっているため、通関業者の誤入力に繋がるリスクが極めて高いことが懸念される。 ② 申告控だけでなく、許可通知の出力情報に関しても、変換後の法人番号とともに入力したJASTPROコードを表示していただきたい。 ③ 現在、商社各社は一般申告とAEO申告について、JASTPROコードを複数使い分けて運用しているが、JASTPROによるJASTPROコードと法人番号は1：1で紐付けるとのことだが、どのように紐付けていくのか。</p> <p>（意見）（関係団体）（航空通関WG委員） WGでも話があった通り輸出入者コードとして法人番号を導入することについては、ソフトランディングさせる必要があり、2年後の更改時点からマイナンバー記載を義務化するのではなく、一定期間（数年）の暫定期間が必要だと考える。なお、この間、JASTPRO番号と税関発給コードは併用できる期間とし、無符号も対応可能とし、そのうえでマイナンバーが社会に十分に根差したと思われる時期を見て義務化に移行させるよう検討願いたい。</p>	<p>今回のWG「マイナンバー（法人番号）に係る対応<4>」においてご提案致します。</p>

1. 第19回WGの意見等報告（2）

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
2	資料3	輸出入申告官署の自由化<3>	<p>（意見）（関係団体）（海上物流等WG委員）</p> <p>非蔵置官署に申告の結果、検査扱いとなった際、検査の立ち会いを他の業者に委託する場合に当該検査の立会者のNACCS利用者コード（5桁）を入力する。なお、「検査立会者は通関業者に限るものではない（非蔵置官署への申告の場合のみ入力可能）。」となっているが、貨物の蔵置場所がA地域でA地域以外の通関営業所よりA地域を管轄する税関官署へ申告する場合は対象外なのか。</p>	<p>貨物の蔵置場所がA地域でA地域以外の通関営業所よりA地域を管轄する税関官署へ申告する場合、検査立会者欄への入力が可能です。</p>
3	資料7	船卸港枝番の入力運用変更に伴う「積荷目録状況照会（IMI）」業務の変更案	<p>（意見）（海上物流等WG委員）</p> <p>CYにおいては「積荷目録情報登録（MFR）」業務後に、IMIにて登録船社の確認を行っている。WGの提案では各船社の航海番号を把握しなければ照会ができないが、現状、運航船社の航海番号は把握しているが、各船社の航海番号は把握していない。</p> <p>航海ごとに、積まれていたり積まれていなかったりと、バラバラなのが現状であるが、今回の仕様では、各船社の航海番号を把握するか、船社又は代理店からマニフェストが届く若しくは「積荷目録提出（DMF）」業務がされるまでCYとして各船社の登録状況を把握することができない。つまり、仕様は現行のままというのが率直な意見である。</p> <p>以下の対応案を提案するのでご検討いただきたい。</p> <p>WG資料の変更案②をベースに</p> <ul style="list-style-type: none"> 各船社で同一の航海番号もある為、船会社コードの入力はせず、航海番号のみ入力する仕様とする。 現行仕様の入力方法（航海番号は入力しない）に、入港日の入力欄を設け（期間指定）、その期間内で登録されているデータの照会を行う。出力結果画面に各船社分の状況表示の項目を追加する。 複数航海分が表示された場合は、状況表示（BMF、AMF等）で判断する。 	<p>今回のWG『船卸港枝番の入力運用変更に伴う「積荷目録状況照会（IMI）」業務の変更案<2>』においてご提案致します。</p>
4	—	申告識別符号（個人あて等）	<p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>申告識別符号（個人あて等）の提案が見直し予定のまま保留されているが、どうなっているのか。</p>	<p>今回のWG「マイナンバー（法人番号）に係る対応<4>」においてご提案致します。</p>